一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する告示案及び 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する告示案に係る 意見募集で寄せられた御意見について

- 〇 意見募集期間:平成31年1月23日(水)~平成31年2月21日(木)
- 意見提出総数:1件(提出意見数は、意見提出者数としています。)

個人 1件

	意見提出者
1	個人

一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する告示案及び 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する告示案に 対して提出された意見及び総務省の考え方

N	. 該当箇所	案に対する意見 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
1	第31条、第37条、その他所要の改正	以下、「2. 改正内容」に意見を行う。 >(1)一般貨物信書便約款第 31 条、軽貨物信書便約款第 31 条 運送人が注意を怠らなかった事について、十分な証明を行うのはかなり困難ではないかと思われるのであるが (※1)、法律がその様な改正を行われたのであれば、それに追従するのは適切ではないかと思われた。 ※1 荷物について受取時から始終監視し、また保管場所等の環境についてのモニタリング結果も示さなければならないのではないかと考える。(いくつかの運輸事業者の冷蔵冷凍運輸便の問題(荷物がぬるくなっていた、融けていた等)などは逆に荷物の扱いについてのリークが発生したから事業者側の問題事態が明らかになったのであるが、そのリークが無ければ問題はないていたとして、事業者が、扱いの内規の提示とその枠での扱いがなされている事を示すだけで証明をしたとなるのであれば(法曹(裁判官)はよくその様な杜撰な認定をするものである。庶民からすると信じられない様な事であるが、事実・現実としてそうである。)、それは「この限りからそれは(訴訟規前に一般的反論としても)行えなくなったのである。ここで、一時的な問題事態を示すのは短時間の動画撮影などで足りても、運輸の間引き渡しまでの間問題が無い事を示すのはその間ずっと監視を行っておく事が必要なのは道理であるが、その様な監視はなかなかに困難なのではないかと考える。(もっとも、本腰を入れれば技術的に出来なくはないのではないかとは思われるのではあるが。))	ご指摘のとおり、本改正は商法の 改正に伴い標準約款の内容・表現ぶ りをこれに合わすべく行うもので あります。 なお、ご意見については今後の参 考とさせて頂きます。	なし

	>(2)一般貨物信書便約款第 37 条、軽貨物信書便約款第 37 条 法律に追従する改正と思われたが、であれば特段の反対は無い。	
	>(3) その他所要の改正(表現の適正化等) 内容を見ていないので意見を行えない。	
	意見は以上である。【個人】	